

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 26 年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ - 5. 公益財団法人千葉市産業振興財団及び産業支援課に係る外部監査の結果

5. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

（3）結果

| 監査の結果（指摘事項の概要）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |               | 講じた措置   |    |      |            |               |     |                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|----|------|------------|---------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 会計区分の見直しについて【産業振興財団・産業支援課】（報告書 P172）</p> <p>産業振興財団では、定款第 4 条に記載の事業目的に応じて事業を区分した結果、事業が支援機能別に 13 会計（公益目的事業 8 区分、収益事業 1 区分、その他の事業 3 区分、法人会計）に細分化されて、日々の会計処理においてもこの会計区分に基づく処理を余儀なくされている。このように会計区分を細分化したことにより、一貫した事業の流れが分断され、一見会計区分に見えても、事業を横断した支援機能別に整理されているため、本来的に、会計区分としての体をなしていないものと考えられる。本来、事業ごとに補助金や指定管理料、業務委託料等の財源が受け取られるべきところ、支援機能別に会計区分が組まれているため、財源については、事業収入を該当する会計区分に直接充当し、会計区分を跨がる補助金、指定管理料及び会費収入については現実性のない按分処理が必要となっており、当初の会計区分の理念の正当性を強く疑う結果の上で日々の会計処理が進められていることは、経営上の効率性を妨げる特殊な状況であると考えられる。次の表は定款第 4 条に規定されている事業である。これは事業そのものではなく、事業横断的な支援機能に基づく区分と認識すべきものである。</p> <p>【定款第 4 条規定の事業及び会計区分】</p> <table><tr><td>定款第 4 条</td><td>事業</td><td>会計区分</td></tr><tr><td>第 1 項第 1 号</td><td>経営・技術支援に関する事業</td><td>公 1</td></tr></table> |               | 定款第 4 条 | 事業 | 会計区分 | 第 1 項第 1 号 | 経営・技術支援に関する事業 | 公 1 | <p>平成 27 年 11 月 11 日に千葉県に変更認定申請を行い、千葉県公益認定等審議会の審査を経て、同年 12 月 28 日に認定の公示を受け、平成 28 年度から、6 会計（公益目的事業 2 区分、収益事業 1 区分、その他の事業 2 区分、法人会計）とした。</p> |
| 定款第 4 条                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 事業            | 会計区分    |    |      |            |               |     |                                                                                                                                            |
| 第 1 項第 1 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 経営・技術支援に関する事業 | 公 1     |    |      |            |               |     |                                                                                                                                            |

|            |                                      |     |
|------------|--------------------------------------|-----|
| 〃 第 2 号    | 創業支援・交流促進に関する事業                      | 公 2 |
| 〃 第 3 号    | 販路拡大に関する事業                           | 公 3 |
| 〃 第 4 号    | 産業情報提供、人材育成、地域産業資源の発掘・調査及び資金融資に関する事業 | 公 4 |
| 〃 第 5 号    | 特許等取得支援に関する事業                        | 他 2 |
| 〃 第 6 号    | 産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業           | 収 1 |
| 〃 第 7 号    | 企業連合会等から受託する事業                       | 他 1 |
| 〃 第 8 号    | その他前条第 1 号の目的達成するために必要な事業            | -   |
| 第 2 項第 1 号 | 生活安定に関する事業                           | 公 5 |
| 〃 第 2 号    | 健康維持増進に関する事業                         | 公 6 |
| 〃 第 3 号    | 自己啓発・余暇活動に関する事業                      | 公 7 |
| 〃 第 4 号    | 福祉情報提供・普及啓発に関する事業                    | 公 8 |
| 〃 第 5 号    | 共済給付に関する事業                           | 他 3 |
| 〃 第 6 号    | その他前条第 2 号の目的達成するために必要な事業            | -   |

第 1 項が産業振興事業であり、第 2 項が勤労者福祉事業である。

まず、産業振興事業を公益目的事業 1～4 の機能に区分し、公益目的事業の中に含めるべきものと考えられる会議室の貸与（事業に付随的なもの）を収益事業として区分している（収 1）。その他の事業も 2 つに区分しており、その必要性には疑問を抱かざるを得ない。

次に、勤労者福祉事業についても公益目的事業を 4 つに分け、その他の事業として共済給付事業を分けている。共済給付事業の区分の適正性については理解できるが、公 5～8 の区分の合理性について、見直しを検討することが必要である。

また、各会計区分に複雑に財源が充当されている。次の表は会計区分別の財源充当状況を示した表である。このように複雑に財源が会計区分上に充当されなければならないのは、支援機能別に設

定している会計区分に従うためであり、その必要  
性と合理性に疑問を抱かざるを得ない。

【会計区分別の財源充当状況】

| 会計区分 | 財 源 |       |      |       |      |     |    |
|------|-----|-------|------|-------|------|-----|----|
|      | 補助金 | 指定管理料 | 利用料金 | 業務委託料 | 事業収益 | 入会金 | 会費 |
| 公1   | ○   | ○     |      |       | ●    |     |    |
| 公2   | ○   | ○     | ●    | ●     | ●    |     |    |
| 公3   | ○   |       |      |       |      |     |    |
| 公4   | ○   | ○     |      | ●     | ●    |     |    |
| 公5   | △   |       |      |       | ▲    |     | △  |
| 公6   | △   |       |      |       | ▲    |     | △  |
| 公7   | △   |       |      |       | ▲    |     | △  |
| 公8   | △   |       |      |       | ▲    |     | △  |
| 収1   | ○   | ○     | ●    | ●     |      |     |    |
| 他1   |     |       |      | ●     |      |     |    |
| 他2   | ○   |       |      |       |      |     |    |
| 他3   | △   |       |      |       | ▲    | ▲   | △  |

○：産業振興事業の按分      ●：産業振興事業の直接充当  
△：勤労者福祉事業の按分      ▲：勤労者福祉事業の直接充当

会計区分を支援機能別に設定した結果、会計処理の面では仕訳が複雑となり、会計システムへの入力ミス等の誤りが生じやすくなっており、修正のための事務作業が多く発生している。また、実際の業務の面でも、他の会計区分で実施されている事業を別の会計区分で実施しようとするものが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の「公益目的事業の種類又は内容の変更」に該当し、その都度変更認定申請が必要となる等、事業運営上の効率性が阻害されている。

さらに、「相談→対応→課題解決」という一連の業務プロセスの中で相互に関連する事業であるにも拘らず、会計区分が異なることにより、財源を他の会計区分の事業で活用することができない状況が続いている。

このような弊害が生じていることをマネジメントは深く認識することが必要である。これらの原因は公益認定申請業務の初期段階において、会計区分を実際の事業運営や会計処理等の業務の効率性を考慮しないで支援機能別に区分してしまったことによるものであり、本来は、この項の「(1) 概要①経営方針について」で記載した事業の 3 区分を基本に会計区分を設定すべきものであったと考える。

上記の表（【会計区分別の財源充当状況】）でいえば、補助事業は、区分経理の必要性からも、i 商工費支弁補助事業、ii 労働費支弁補助事業の 2 つに大きく分かれるはずである。指定管理事業についても区分経理の必要性に応じて区分すれば

よく、支援機能別に4つに分ける必要はない。また、利用料金の列(2つ)があるが、収益事業として区分する必要性があるとしたら、施設の設置目的外に利用する場合及び利用者が利益を目的として会議室を利用する場合(入場料等を徴収し、物品を販売する場合等)だけが収益事業に区分されるべきで、その他については指定管理事業等の関連する公益目的事業に含めることができるものとする。

更に業務委託料に関する区分は4つに分かれているが、区分経理の必要性の単位で分けることが可能であるため、商工費及び千葉市以外からの業務委託料に係る会計区分としてまとめることができるものとする。また、事業収益の列(8つ)は、産業振興事業と勤労者福祉事業にまとめることが考えられるが、他3は、共済給付事業であれば、公益目的事業や収益事業に区分してまとめることは可能性が低いのではないかと考える。

以上をまとめると、現在13設定されている会計区分は5~6の会計区分にまとめることができ、そのまとめ方のルールも、支援機能別ではない真の会計区分にすべきである。その区分の考え方の要件を例示として掲げると次のとおりである。

- i 法に基づく事業は、その事業単位でまとめて会計区分とする。
- ii 一貫したPDCAサイクルを求められるべき事業単位で会計区分を取りまとめる。
- iii 補助事業や指定管理事業等、区分経理が求められる集合別に会計区分をまとめる。

したがって、上記のような会計区分にすることにより、日々の会計処理の効率性はもちろんのこと、事業単位での業績把握が可能となるため、効率的で効果的な事業評価ができる仕組みに早急に移行するよう検討されたい。

なお、このような変更は、定款の変更にかかわる極めて重要な変更を伴うため、千葉市及び行政庁(千葉県公益認定等審議会事務局)等関係機関との調整を十分に実施することが必要である。